

令和6年 8月28日

会員事業者 各位

公益社団法人岩手県トラック協会
(公 印 省 略)

令和6年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「トラック運送業界における点検整備推進運動」については、年度を通じて実施されているものですが、9月は「全国統一強化月間」、10月は東北運輸局管内における「地方独自強化月間」とされており、重点的に実施することとしております。

つきまして、下記実施計画に基づき、事業用トラックの点検整備を徹底していただきますようお願いいたします。また、実施内容に関する参考資料は、岩ト協ホームページ「新着情報（他団体用）」に掲載いたします。

自主点検・整備の実施に向け「自主点検表」を送付いたしますので必要に応じてご活用ください。（協会への報告は不要です）

【 実 施 計 画 】

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第２．実施期間

本運動は１年を通じて実施するものとするが、令和６年９月１日(日)から９月３０日(月)までの１ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する１ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第３．実施内容と周知方策

１．実施項目

(1)「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラック（車両総重量８トン以上）のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

【重点点検項目】

点検時 期 点検箇所		３ヶ月点検	１２ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及び パイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・ チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能
走行装置	ホイール	１ タイヤの状態 ２ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み ３ フロント・ホイール・ベアリングのがた	同左 同左 同左 １ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 ２ リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 ３ リヤ・ホイール・ベアリングのがた

②トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、上記①のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～タイヤ交換作業の手法と方法～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2)「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知徹底する。

以上